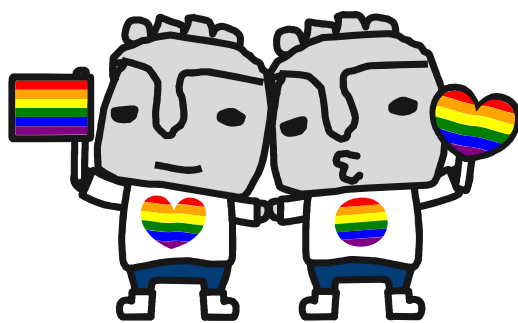


臼杵市パートナーシップ宣誓の手引き



大分県臼杵市

目 次

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

2 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

3 宣誓することができる方

4 宣誓に必要なもの

5 宣誓後について(交付、再交付、返還)

6 よくある質問

参考 臼杵市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

臼杵市では市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現を目指しています。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市長が受領証を交付するものです。

法律上の婚姻とは異なり、お二人の間に相続や税制面など法律上の効果はありません。互いの個性を認め合い、多様な性や人権尊重に関する理解を深めるために、「臼杵市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。



パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係。

性的マイノリティとは

一般的に戸籍上の性と性自認（自分が認識する性別）が一致し、性的指向（恋愛の対象）が異性であることが典型とされるが、この典型にあてはまらない人。

2 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

① 宣誓日の事前予約

- ・事前に、電話で宣誓日時の予約をしてください。

【予約先】

白杵市役所（白杵庁舎）3階 部落差別解消推進・人権啓発課

電話 0972-63-1111（内線3171）

日時 月～金 9:00～17:00（祝休日・年末年始除く）

場所 白杵市大字白杵72番1

② パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、お2人そろってお越しください。
※ご希望に応じて個室を準備します。
- ・必要書類をご持参ください（必要書類はP3参照）
- ・市職員立ち会いのもと、お二人でパートナーシップ宣誓書に署名していただきます。

内容確認

- ・申請書類について、要件を備えているかを確認します。

③ 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、宣誓書の写しを添え、受領証及び受領カードを交付します。

《 通称名の使用について 》

性的違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。その場合、受領カード表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

3 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 成年（20歳）に達していること（※成年：民法改正により2022年4月1日からは18歳）
- ・ 一方が市内に住所を有し、または14日以内に市内への転入を予定していること
- ・ 配偶者がいないこと
- ・ 宣誓をしようとする相手以外の方と、パートナーシップの関係にないこと
- ・ 宣誓をしようとする相手の方と、近親者（直系血族、3親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと（※パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く）

4 宣誓に必要なもの

宣誓には次のものが必要となります。

- ① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）および確認書（様式第2号）
 - ・ 宣誓受付窓口に準備しています。記入は宣誓時にさせていただきます。
- ② 住民票の写し（住民票記載事項証明書） ※3か月以内に発行されたもの
 - ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
 - ・ 14日以内に転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書等
- ③ 配偶者がいないことを証する書類（戸籍抄本等） ※3か月以内に発行されたもの
 - ・ 戸籍抄本は本籍地の市区町村で取得することができます。
 - ・ 外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。
- ④ 通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（給与明細書等）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

5 宣誓後について（交付、再交付、返還）

（1）受領証等の交付

お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号） 1部
- ・パートナーシップ宣誓書の写し 1部
- ・パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第4号） 各1部

（2）受領証等の再交付

紛失や毀損^{きそん}などにより、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）」を提出してください。

毀損・汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※本人確認書類（運転免許証など）も必要となります。

（3）受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）」を提出し、受領証および受領カードを返還してください。

- ①パートナーシップが解消された場合
- ②一方が死亡した場合
- ③双方が白杵市外へ転出した場合

※本人確認書類（運転免許証など）も必要となります。

※【本人確認書類】

1枚で確認できるもの	運転免許証、パスポート、個人番号カード、身体障がい者手帳、小型船舶操縦免許証、船員手帳など、官公署発行の顔写真付き身分証明書
複数で確認できるもの	健康保険証、各種年金証書、介護保険証、学生証、社員証など 顔写真のない場合は複数の書類

6 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。一方、白杵市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので、法的効力はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

Q2 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

個室での対応をご希望の方は、予約時にお伝えいただければ対応できます。

Q3 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

いずれか一方が白杵市民の方、または14日以内に転入予定の方を対象としています。転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書を提出してください。

Q4 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。（ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆可能です）

Q5 費用はどのくらいかかりますか？

宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍や住民票の発行手数料がかかります。

Q6 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q7 受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

お二人のご関係を市が認めること。行政サービスとしては、市営住宅の入居申込や、犯罪被害者見舞金の申請ができるようになります。また、民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組みます。

参考 臼杵市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

臼杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。)である2者の間の関係
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内へ宣誓の日から原則14日以内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 当事者同士が近親者(直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)。ただし、臼杵市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードを紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方が市外へ転出した場合

(パートナーシップ宣誓の取消し)

第9条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証及び受領カードを不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消した場合は、第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【 様式 】

様式第1号 パートナーシップ宣誓書

様式第2号 パートナーシップ宣誓に関する確認書

様式第3号 パートナーシップ宣誓書受領証

様式第4号 パートナーシップ宣誓書受領カード

様式第5号 パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

様式第6号 パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

様式第1号(第4条関係)

パートナーシップ宣誓書

私たち と は、白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

(宣誓者) 住所	(宣誓者) 住所
フリガナ 氏 名 又は通称名	フリガナ 氏 名 又は通称名
フリガナ 通称名使用の場合 戸籍上の氏名 (生年月日: 年 月 日)	フリガナ 通称名使用の場合 戸籍上の氏名 (生年月日: 年 月 日)
(代筆者) 住所	(代筆者) 住所
氏名	氏名

注)宣誓者の欄は自署してください、やむをえない場合は代筆が可能です。下段に代筆者の住所・氏名をご記入ください。

《添付書類》

① 住民票の写し(住民票記載事項証明書)、転入予定の場合は転出証明書等

② 配偶者がいないことを証する書類(戸籍抄本等)

③ 通称名の使用を希望する場合は日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

※本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証など)の提示

様式第2号(第4条関係)

パートナーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓(以下「宣誓」という。)を行います。また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は宣誓書の写しと宣誓書受領証及び受領カードを市に返還します。

年 月 日

氏 名 又は通称名 通称名使用の場合 戸籍上の氏名 (電話番号)	氏 名 又は通称名 通称名使用の場合 戸籍上の氏名 (電話番号)
(代筆者) 氏名	

確認事項 (必ずお二人で確認してください)	回答欄 (該当する□に「レ」をつけてください。)	
要綱第2条 〔関係性〕 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。	☐ 該当する	☐ 該当しない
要綱第3条第1項 〔年齢要件〕 宣誓当日において、民法に規定する成年年齢に達していること。	☐ 該当する	☐ 該当しない
要綱第3条第2号 〔住所要件〕 次のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有している。 ②一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定している。 ③双方が市内への転入を予定している。	☐ ①に該当する ☐ ②に該当する ☐ ③の場合 転入予定者氏名 _____ (転入予定 年 月 日) 転入予定者氏名 _____ (転入予定 年 月 日)	☐ 該当しない
要綱第3条第3号 〔結婚要件〕 双方に配偶者がいないこと及び、宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。	☐ 該当する	☐ 該当しない
要綱第3条第4号 〔近親者でない〕 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	☐ 該当する	☐ 該当しない
上記要件に変更が生じた場合は、受領証及び受領カードを返還してください。	☐ 確認しました	

※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票を部籍差別解消推進 入籍啓発課へ提出すること。

様式第3号(第6条関係)

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様
(年 月 日生) (年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

白杵市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現を目指しています。

これからの人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

白杵市長 ○ ○ ○ ○ 印

様式第4号(第6条関係)

(表)

54 mm

パートナーシップ宣誓書受領カード

白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 様

パートナー 様

年 月 日 第 号

白杵市長 印

(裏)

白杵市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現をめざしています。この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、白杵市でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。

受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

様式第5号(第7条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により申請します。

再交付を希望する理由(いずれかに○をしてください。)

- (1) 紛失
(2) 毀損・汚損
(3) その他()

【交付を希望するもの】

- ☐ パートナーシップ宣誓書受領証
☐ パートナーシップ宣誓書受領カード

年 月 日

住所
氏 名
又は通称名
(通称名使用の場合
戸籍上の氏名)

住所
氏 名
又は通称名
(通称名使用の場合
戸籍上の氏名)

(代筆者)
住所
氏名

《添付書類》

- ・再交付を希望する書類(毀損・汚損を理由とする場合)
※本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証など)の提示

様式第6号(第8条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

白杵市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、受領証及び受領カードを返還します。

返還の理由(いずれかに○をしてください。)

- (1) パートナーシップの解消
(2) 当事者の死亡
(3) 白杵市からの転出()

年 月 日

住所
氏 名
又は通称名
(通称名使用の場合
戸籍上の氏名)

住所
氏 名
又は通称名
(通称名使用の場合
戸籍上の氏名)

(代筆者)
住所
氏名

《添付書類》

- ・パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード
※本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証など)の提示

【お問合せ先】

臼杵市役所（臼杵庁舎）3階
部落差別解消推進・人権啓発課

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
電話 0972-63-1111（内線3171）
FAX 0972-63-1464